

文京区

若年がん患者 在宅療養支援事業

文京区では、がんで療養する**40歳未満**の方が、
住み慣れたご自宅で安心して療養生活を送ること
ができるよう、居宅介護サービスや福祉用具等の
費用の一部を助成します。

住み慣れたおうちで、
自分らしい毎日を。



対象者

利用申請時及びサービス利用時に次のすべてにあてはまる方
(40歳以上の方については、介護保険制度をご利用ください。)



文京区に
住民登録のある方



40歳未満の方



末期がん患者の方で、在宅における
療養生活の支援が必要な方

(医師により、一般に認められている医学的知見
に基づき回復の見込みがない状態に至ったと
判断された方)

※介護保険制度において、がんが原因として認定を
受ける場合と同等の状態と医師が判断した方



他の制度において、同等の助成または
給付を受けることができない方

助成対象となるサービス・助成内容

① 医師の意見書作成



本事業の利用申請に必要
となる医師の意見書作成
費用

助成割合 **10割**

上 限 額 **5,000円/人**

② ケアプラン作成 (居宅介護支援)



居宅介護事業所のケアマネ
ジャー(介護支援専門員)によ
る居宅介護サービス計画の
作成や介護事業者等の調整
を行った場合にかかる費用

助成割合 **10割**

上 限 額 **15,000円/月**

※初月のみ上限額25,000円/月

③ 居宅介護サービス の利用



訪問介護(身体介護・生活援
助・通院等乗降介助)、訪問
入浴介護、夜間対応型訪問
介護の利用にかかる費用

助成割合 **9割**

上 限 額 **54,000円/月**

④ 福祉用具の貸与

手すり(工事
を伴わないも
のに限る)、ス
ロープ(工事
を伴わないも
のに限る)、歩
行器、歩行補助
つえ、車椅子(附
属品含む)、特
殊寝台(附属品
含む)、床ずれ
防止用具、体位
変換機、移動用
リフト(つり具の
部分を除く)、
自動排泄処理装
置、徘徊感知機
器の貸与にかか
る費用



助成割合 **9割**

上 限 額 **54,000円/月**

⑤ 福祉用具の購入



腰掛便座、簡易浴槽、入浴補助
用具、自動排泄処理装置の交換
用部品、移動用リフトのつり具の
部分、排泄予想支援機器の購入
にかかる費用

助成割合 **9割**

上 限 額 **90,000円/年**

※かかった費用に助成割合をかけた額と助成上限額のどちらか低い方の額が助成額となります。

※20歳未満の小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付制度を受けている方は、①医師の意見書作成、②ケアプランの作成、③居宅介護サービスの利用が助成対象となります。

※生活保護受給者の方は、助成上限額を助成割合で割った額の範囲内で、費用の全額を助成します。

お問合せ
申請先

文京区 保健衛生部 健康推進課 福祉保健政策推進担当

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 8 階南

TEL : **03-5803-1231**

申請方法など
詳しくは裏面

手続きの流れ

① サービス等を利用する前に、**利用申請**が必要です。以下の書類を郵送または窓口に応請してください。

① 利用申請



(1) 若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（指定様式）

- 利用対象者が未成年の場合のみ、保護者等の申請が可能です。保護者であることが確認できる書類を提示ください。（母子手帳、住民票、戸籍抄本等）
- 助成金の請求及び受領等が対象者と異なる場合は、委任者（対象者）及び受任者の本人確認書類の提示をお願いします。

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書（指定様式）

- 意見書作成費用も助成対象です。領収書を発行してもらい保管しておいてください。（助成金申請時にご提出ください。）

② 利用決定

区で内容を審査し、若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書を送付します。



- 有効期間は、「申請日から1年間」または「対象者が40歳に達する日の前日」のいずれか早い日です。
- 継続利用が必要な場合は、再申請が可能です。



③ 利用

希望するサービスに合った事業者等へ直接お申込みのうえ利用してください。



- 事業者等の指定はありません。選び方がわからない場合は、区ホームページ「介護サービス事業者情報」をご参照ください。
- 費用は全額支払い後に、領収書や明細を必ずもらってください。

介護サービス
事業者情報



④ 助成金申請

月毎にまとめて申請してください。以下の書類を郵送または窓口に応請してください。



(1) 若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書兼請求書（指定様式）

- 対象者と振込口座の名義人が異なる場合は、委任状（指定様式）を添付してください。委任する場合、委任者（対象者）及び受任者の本人確認書類の提示をお願いします。
- 対象者死亡時に受任者指定がない場合、以降の申請ができません。



(2) 領収書及び利用したサービスがわかる明細等の写し

- 宛名（フルネーム）、支払日、金額、利用したサービスや商品の内容及びその内訳（利用日や単価等）、領収書発行者名等の記載があるものを添付してください。

(3) 振込口座情報を確認できる書類の写し

※区への請求期限は、サービス利用日から1年以内です。

⑤ 交付

区で内容を審査し、若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書を送付します。



- 助成金は交付決定通知発行日から約1～2か月後に、指定された口座に振込まれます。

